

第2期四條畷市子ども・子育て支援事業計画 中間見直し

令和5年度－令和6年度

令和5年3月



1 概要

令和2年度から令和6年度までの5カ年計画として策定した第2期四條畷市子ども・子育て支援事業計画について、中間年に当たる今年度、国の基本指針に基づき、令和5年度から令和6年度までの計画について見直した。

国の基本指針では、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、量の見込みと実績値が大きく乖離している場合は、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて、見直しを行うこととされている。

2 教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保内容の見直し（計画第5章）

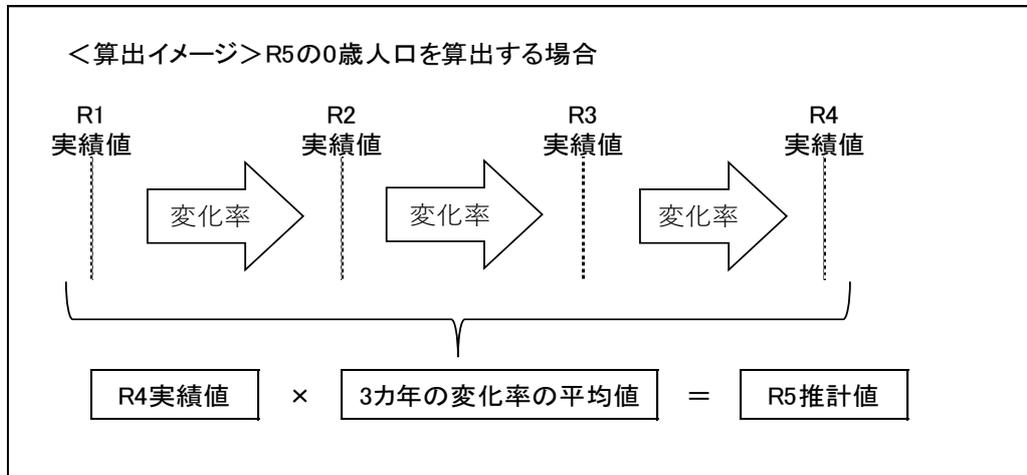
第2期四條畷市子ども・子育て支援事業計画策定時に算出していた推計値について、現時点までの実績値を参考に見直しを行った。

(1) 児童数推計

【0歳の推計人口の算出について】

<算出方法>

- ① 直近3カ年の0歳人口の変化率の平均値を令和4年の0歳人口に乗じて令和5年度の0歳推計人口を算出する。
- ② ①で算出した令和5年度の0歳推計人口に、さらに同じ変化率の平均値を乗じて令和6年度の0歳推計人口を算出する。



(単位：人)

0歳人口	R1	R2	R3	R4
実績	383	399	331	366

変化率	R1→R2	R2→R3	R3→R4	変化率平均
	399/383	331/399	366/331	
	1.041	0.829	1.105	0.991

令和5年度推計人口

<令和4年度実績> <変化率平均>
 366 × 0.991 = 363 人 ※小数点第一位を四捨五入

令和6年度推計人口

<令和5年度推計> <変化率平均>
 363 × 0.991 = 360 人 ※小数点第一位を四捨五入

【1歳以上の推計人口算出について】

- ・ コーホート変化率法を用いて算出。(0歳の人口推計については、コーホート変化率法の適用不可)

※コーホート変化率法とは

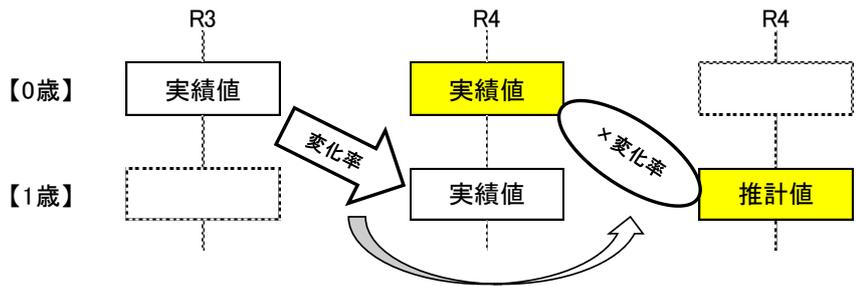
各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動きから「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のこと。

推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。

<算出方法>

(推計対象人口)		(基準人口)	×	(コーホート変化率)	
(T+1)年4月1日時点 の(N+1)歳人口 ④	=	T年4月1日時点 のN歳人口 ①		T年4月1日時点の (N+1)歳人口 ②	/ (T-1)年4月1日 時点のN歳人口 ③

<算出イメージ> 令和5年度1歳推計人口を算出する場合



※【0歳】R3実績値⇒【1歳】R4実績値の変化率を【0歳】R4実績値に乘じる。

例) 令和5年 令和4年 令和4年 令和3年
 1歳人口 = 0歳人口 × 1歳人口 / 0歳人口

人口実績	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
R3	331	427	402	413	449	433
R4	366	333	422	398	414	446

<令和5年度推計人口>

- ①R4 ②R4 ③R3 ④
- 【1歳】 366 × (333 / 331) = 368 人
- 【2歳】 333 × (422 / 427) = 329 人
- 【3歳】 422 × (398 / 402) = 418 人
- 【4歳】 398 × (414 / 413) = 399 人
- 【5歳】 414 × (446 / 449) = 411 人

推計人口	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
R5	363	368	329	418	399	411

<令和6年度推計人口>

- ①R5推計 ②R5推計 ③R4 ④
- 【1歳】 363 × (368 / 366) = 365 人
- 【2歳】 368 × (329 / 333) = 364 人
- 【3歳】 329 × (418 / 422) = 326 人
- 【4歳】 418 × (399 / 398) = 419 人
- 【5歳】 399 × (411 / 414) = 396 人

推計人口	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
R6	360	365	364	326	419	396

以上により、当初計画時に対して、児童数の実績及び推計の見直しをまとめると、次のとおりとなった。

区分	R2		R3		R4		R5		R6	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見直し	見込	見直し
3～5歳	1,272	1,305	1,251	1,295	1,208	1,258	1,161	1,228	1,140	1,141
1・2歳	800	807	784	829	766	755	760	697	752	729
0歳	369	399	368	331	365	366	363	363	359	360
合計	2,441	2,511	2,403	2,455	2,339	2,379	2,284	2,288	2,251	2,230

(2) 量の見込み

- 当初計画時：推計児童数×潜在家庭類型×利用意向率
- 中間見直し：見直し後の推計児童数×支給認定割合

1号～3号の支給認定区分ごとに、令和4年4月1日時点における児童数に占める支給認定子ども（内定児童含む）の割合を令和5年度・6年度の児童数推計に乗じて算出した。量の見込みは、小数点第一位以下を四捨五入。

<3歳以上教育希望>

支給認定割合

新制度未移行幼稚園及び認定こども園の 1号認定児童数（※）/3～5歳人口	401/1258=0.319
---	----------------

3～5歳児童推計×支給認定割合

R5見込	1228×0.319=392
R6見込	1141×0.319=364

※1号認定利用者のうち、新2号認定を受けている児童については、下記の「保育が必要・教育希望が強い」に計上。

<3歳以上保育が必要・教育希望が強い>

支給認定割合

新制度未移行幼稚園及び認定こども園の 新2号認定児童数/3～5歳人口	91/1258=0.072
---------------------------------------	---------------

3～5歳児童推計×支給認定割合

R5見込	1228×0.072=88
R6見込	1141×0.072=82

<3歳以上保育が必要>

支給認定割合

保育所・認定こども園の 2号認定児童数/3～5歳人口	708/1258=0.563
-------------------------------	----------------

3～5歳児童推計×支給認定割合

R5見込	1228×0.563=691
R6見込	1141×0.563=642

<1・2歳保育が必要>

支給認定割合

保育所・認定こども園・小規模保育事業の 3号認定（うち1・2歳）児童数/1・2歳人口	423/755=0.560
---	---------------

1・2歳児童推計×支給認定割合

R5 見込	697×0.560=390
R6 見込	729×0.560=408

<0歳保育が必要>

支給認定割合

保育所・認定こども園・小規模保育事業の 3号認定（うち0歳）児童数/0歳人口	108/366=0.295
---	---------------

0歳児童推計×支給認定割合

R5 見込	363×0.295=107
R6 見込	360×0.295=106

(3) 確保の内容

<幼稚園> 320人→0人

※令和3年度から忍が丘幼稚園の休園により0人に変更

<認定こども園> 1号定員417人→409人、2号定員690人→683人

※令和3年度から忍ヶ丘いるかこども園 1号定員3人増

※令和3年度から四條畷すみれ保育園 1号定員2人増

※令和5年度からなわてすみれ園 1号定員8人減、2号認定6人減

※令和5年度から畷すずらん保育園 2号認定1人減

3 地域子ども・子育て支援事業の見直し（計画第5章）

計画策定時に記載していなかった事業について、追記を行う。

- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業を追記【令和元年度から実施】
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業を追記【令和3年度から実施】

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の見直し（計画第5章）

計画策定時に記載していなかった新制度未移行幼稚園や認可外保育施設等の子育てのための施設等利用給付について、追記を行う。

- ・新制度未移行幼稚園及び認可外保育施設等の給付についての説明を追記【令和元年度から実施】

5 施策の展開の見直し（計画第4章）

・子ども医療費助成の拡充については、子育て施策としてのニーズの高さを認識しながらも、まずは第2期四條畷市子ども・子育て支援事業計画に掲げた事業を優先して実施してきた。また、喫緊の課題である保育所の待機児童の解消に向けた取組みも並行して進めてきたところである。

本市では、平成11年度の「財政健全化計画」の策定以降、行財政改革にも取り組んできた。令和3年度の「第2次行財政改革プラン」の計画期間の終期をもって、本市の財政は健全で柔軟な構造へ変革を果たすことができたとの認識のもと、この度、これまでの削減を主体とした市政運営から投資を主体とした運営へと方向転換することとした。

このことから、住民福祉の更なる増進に向けた施策を展開する時期と判断し、これまでの市民ニーズを受け止め、子どもたちの健やかな育ちを支援するために子ども医療費助成制度の対象児童を18歳年度末までに拡充するものであり、計画における事業の方向性を修正する。

・子ども家庭庁の設置など、子育て支援施策の充実がさらに求められている中で、子育て世帯訪問支援事業として、令和元年度から実施中の産前産後ヘルパー事業の対象者を拡充し、従来からの妊産婦に加え、家事育児等に対して不安や負担を抱える支援が必要な子育て世帯も対象とするよう制度改正を図る。

新

P1～69 (略)

P70

第4章 施策の展開

2 子どもの権利擁護推進

(4) 子どもの貧困対策の充実

① 経済的支援及び就労支援

事業名	担当課等	事業内容	方向性
9 福祉医療費助成 (子ども医療、ひとり親家庭医療)	子ども支援課	子ども医療費助成(18歳年度末までの児童対象・所得制限なし)、ひとり親家庭医療費助成(ひとり親家庭の保護者と18歳年度末までの児童対象・所得制限あり)を実施する。	かくじゅう 拡充

P71～77 (略)

P78

3 親子の健康確保と増進

(1) 子どもや母親の健康確保

事業名	担当課等	事業内容	方向性
5 子育て世帯訪問 支援事業	子育て総合支援センター	令和元年度から実施中の産前産後ヘルパー派遣事業の対象者を拡充し、従来からの妊産婦に加え、家事育児等に対して不安や負担を抱える支援が必要な子育て世帯も対象とするよう制度改正を図る。	かくじゅう 拡充

P1～69 (略)

P70

第4章 施策の展開

2 子どもの権利擁護推進

(4) 子どもの貧困対策の充実

① 経済的支援及び就労支援

事業名	担当課等	事業内容	方向性
9 福祉医療費助成 (子ども医療、ひとり親家庭医療)	子ども支援課	子ども医療費助成(中学3年生まで対象・所得制限なし)、ひとり親家庭医療費助成(ひとり親家庭の保護者と18歳年度末までの児童対象・所得制限あり)を実施する。	継続

P71～77 (略)

P78

3 親子の健康確保と増進

(1) 子どもや母親の健康確保

事業名	担当課等	事業内容	方向性
5 産前産後ヘルパーの派遣	子育て総合支援センター	妊娠中または出産後に体調不良などのために、家事や育児に支障があり、日中の支援者がいない妊産婦の家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児の一部を援助する。	継続

新

P79～86 (略)

P87

第5章 事業計画

2 教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保内容

単位 (人)

				令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
児童数推計 (参考)		3～5 歳		1,272	1,251	1,208	1,228	1,141	
		1・2 歳		800	784	766	697	729	
		0 歳		369	368	365	363	360	
		合計		2,441	2,403	2,339	2,288	2,230	
量の見込み		教育事業	1号 3歳以上 教育希望	447	440	425	392	364	
			2号 3歳以上 保育が必要 教育希望が強い	142	139	134	88	82	
			1号・2号 教育事業希望合計	589	579	559	480	446	
		保育事業	2号 3歳以上 保育が必要	656	645	624	691	642	
			3号	1・2歳 保育が必要	419	412	402	390	408
				0歳 保育が必要	117	117	116	107	106
教育事業	確保の内容 (幼稚園)	1号 3歳以上 教育希望	320	320	320	0	0		
		2号 3歳以上 保育が必要 教育希望が強い							
	確保の内容 (認定こども園)	1号 3歳以上 教育希望	412	412	412	409	409		
		2号 3歳以上 保育が必要 教育希望が強い							
	確保の内容 (提供量合計)	1号 3歳以上 教育希望	732	732	732	409	409		
		2号 3歳以上 保育が必要 教育希望が強い							
保育事業	確保の内容 (保育所・認定こども園)	2号 3歳以上 保育が必要	690	690	690	683	683		
		3号	1・2歳 保育が必要	330	330	330	330	330	
			0歳 保育が必要	108	108	108	108	108	
	確保の内容 (地域型保育)	3号	1・2歳 保育が必要	44	44	44	44	44	
			0歳 保育が必要	12	12	12	12	12	
	確保の内容 (提供量合計)	2号 3歳以上 保育が必要	690	690	690	683	683		
		3号	1・2歳 保育が必要	374	374	374	374	374	
			0歳 保育が必要	120	120	120	120	120	

旧

P79～86 (略)

P87

第5章 事業計画

2 教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保内容

単位 (人)

				令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
児童数推計 (参考)		3～5 歳		1,272	1,251	1,208	1,161	1,140	
		1・2 歳		800	784	766	760	752	
		0 歳		369	368	365	363	359	
		合計		2,441	2,403	2,339	2,284	2,251	
量の見込み		教育事業	1号 3歳以上 教育希望	447	440	425	408	401	
			2号 3歳以上 保育が必要 教育希望が強い	142	139	134	129	127	
			1号・2号 教育事業希望合計	589	579	559	537	528	
		保育事業	2号 3歳以上 保育が必要	656	645	624	599	587	
			3号	1・2歳 保育が必要	419	412	402	398	395
				0歳 保育が必要	117	117	116	116	113
教育事業	確保の内容 (幼稚園)		1号 3歳以上 教育希望	320	320	320	320	320	
			2号 3歳以上 保育が必要 教育希望が強い						
	確保の内容 (認定こども園)		1号 3歳以上 教育希望	412	412	412	412	412	
			2号 3歳以上 保育が必要 教育希望が強い						
	確保の内容 (提供量合計)		1号 3歳以上 教育希望	732	732	732	732	732	
			2号 3歳以上 保育が必要 教育希望が強い						
保育事業	確保の内容 (保育所・認定こども園)		2号 3歳以上 保育が必要	690	690	690	690	690	
			3号	1・2歳 保育が必要	330	330	330	330	330
				0歳 保育が必要	108	108	108	108	108
	確保の内容 (地域型保育)		3号	1・2歳 保育が必要	44	44	44	44	44
				0歳 保育が必要	12	12	12	12	12
	確保の内容 (提供量合計)		2号 3歳以上 保育が必要	690	690	690	690	690	
			3号	1・2歳 保育が必要	374	374	374	374	374
				0歳 保育が必要	120	120	120	120	120

新

提供量合計 — 量の見込み	教育事業	1号	3歳以上 教育希望	143	153	173	▲71	▲37
		2号	3歳以上 保育が必要 教育希望が強い					
	保育事業	2号	3歳以上 保育が必要	34	45	66	▲8	41
		3号	1・2歳 保育が必要	▲45	▲38	▲28	▲16	▲34
			0歳 保育が必要	3	3	4	13	14
＜令和2（2020）年度＞								
忍ヶ丘愛育園		2号定員14人増、3号定員1人増（小規模保育事業との連携）						
暇すずらん保育園		1号定員9人増、2号定員9人減（認定こども園に移行）						
四條暇すみれ保育園		1号定員8人減、2号定員35人減、3号定員3人増 ※定員0・1・2・3歳 各1人増、4・5歳 定員0人 （建替えに伴い、0～3歳までの児童を対象とする施設に変更）						
なわてすみれ園		1号定員13人増、2号定員36人増 ※定員4歳 25人増、5歳 24人増 （同法人の四條暇すみれ保育園の4・5歳の受入れ）						
＜令和3（2021）年度＞								
忍が丘幼稚園		令和3年度から休園により320人減						
忍ヶ丘いるかこども園		令和3年度から1号定員3人増						
四條暇すみれ保育園		令和3年度から1号定員2人増						
＜令和5（2023）年度＞								
なわてすみれ園		1号定員8人減、2号定員6人減						
暇すずらん保育園		2号定員1人減						

【今後の方向性】

0歳以外の年齢において、量の見込みに対する不足が見られます。

教育事業においては、令和4年4月1日現在で市外の認定こども園や幼稚園の利用者が203人在籍しており、本計画外である市外の施設希望者が一定数存在することを鑑みると、量の不足は実質的にはないと考えられます。

また、保育事業においては、事業計画の対象外である企業主導型保育事業の4施設において、令和4年4月1日現在、0歳児で11人、1・2歳児で34人、3歳児以上で28人の定員があ

旧

提供量合計 — 量の見込み	教育事業	1号	3歳以上 教育希望	143	153	173	195	204
		2号	3歳以上 保育が必要 教育希望が強い					
	保育事業	2号	3歳以上 保育が必要	34	45	66	91	103
		3号	1・2歳 保育が必要	▲45	▲38	▲28	▲24	▲21
			0歳 保育が必要	3	3	4	4	7
＜令和2（2020）年度＞								
忍ヶ丘愛育園	2号定員14人増、3号定員1人増（小規模保育事業との連携）							
暇すずらん保育園	1号定員9人増、2号定員9人減（認定こども園に移行）							
四條暇すみれ保育園	1号定員8人減、2号定員35人減、3号定員3人増 ※定員0・1・2・3歳 各1人増、4・5歳 定員0人 （建替えに伴い、0～3歳までの児童を対象とする施設に変更）							
なわてすみれ園	1号定員13人増、2号定員36人増 ※定員4歳 25人増、5歳 24人増 （同法人の四條暇すみれ保育園の4・5歳の受入れ）							

【今後の方向性】

1・2歳において、量の見込みに対する不足が見られるものの、0歳及び3歳以上においては、量の見込みを確保できる予定です。

現在、定員を超えた弾力運用の実施や、事業計画の対象外である企業主導型保育事業において、1・2歳で22人、0歳で8人の地域枠があることなどを鑑み、特定教育・保育施設と連携を図りながら、今後、状況の変化に伴い、定員数の見直しの検討や、保育需要が著しく増加する場合などに、地域型保育事業などの必要性について、その都度、対応を検討していきます。

新

るほか、計画における提供量と量の見込みの差は令和6年度に3歳以上が充足に転じる見込みです。

このような状況を踏まえ、1・2歳児の定員を超えた弾力運用の実施など、引き続き、特定教育・保育施設と連携を図るとともに、保育士確保対策を行いながら、今後、状況の変化に伴い、定員数の見直しの検討や、保育需要が著しく増加した場合や著しく増加が見込まれる場合などに、特定教育・保育施設などの必要性について、対応を検討していきます。

P89～P93（略）

P94

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の所得等の状況を勘案し、保護者が負担する副食費の実費徴収に係る費用の一部を助成します。

【今後の方向性】

令和元年度10月より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園に通う年収360万円未満世帯や小学校3年生からかぞえて第3子以降の子どもに対して、当該事業により副食費の補助をしており、引き続き実施していきます。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。

【今後の方向性】

幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動（いわゆる「幼児教育類似施設」）の利用料の一部を保護者からの申請により年3回の償還払いを基本として給付しており、引き続き実施します。

P89～P93 (略)

P94

3 ちいきこ 地域子ども・こそだ しえんじぎょう りょう み こ 子育て支援事業の量の見込みとていきょうたいせい かくほないよう 提供体制の確保内容

P95～96 (略)

P97

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行幼稚園の入園料及び利用料、認定こども園等の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な給付を行うことが重要です。

本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請について、保護者の利便性や過誤請求・支払の防止等を考慮し、新制度未移行幼稚園の入園料及び利用料については、給付額の上限まで本市から各利用施設に給付を行う法定代理受領とします。認定こども園等の預かり保育利用料については、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いを年4回の償還払いとすることを基本とします。また、認可外保育施設等の利用料については、保護者からの申請により、年4回の償還払いとすることを基本とします。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権限を持つ大阪府による立入調査等に同行するなど、大阪府との連携や情報共有を図りながら、適切な取組みを進めていきます。

P98～P103 (略)

P95～96 (略)

P97

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴って、認定こども園等の
 預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等
 利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や
 利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な給付を行うことが重要です。

本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請について、保護者の利便性や過誤
 請求・支払の防止等を考慮し、認定こども園等の預かり保育利用料について、各利用
 施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いを年4回の償還払いとす
 ることを基本とします。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援
 施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督
 権限を持つ大阪府による立入調査等に同行するなど、大阪府との連携や情報共有を図り
 ながら、適切な取組みを進めていきます。

P98～P103 (略)